

新上五島町学生インターンシップ事業実施要領

1. 事業の目的

本土から大学生等をインターンシップで受け入れ、働く体験を通して島ならではの自然、住民との交流など島の暮らしを体験することで、島での学びによる関係人口を創出し、島の地域活性化を図ることを目的とする。

2. 事務局

インターンシップ事業の事務を処理するため、総合政策課に事務局を置く。

3. 対象学生の参加要件

インターンシップの対象となる学生は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在籍する学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学生）
- (2) インターンシップにあたって次のことを順守するもの
 - ① インターンシップ実施期間の満了まで実習の実施に努めること。
 - ② インターンシップ受入事業所の就業規則等を尊重し、担当者の指導・指示に従い誠実に実習を行うこと。
 - ③ インターンシップ実施前に災害傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること。
 - ④ 故意により受入事業所、第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

4. 実施時期・期間

インターンシップ実施時期は、通年とし、実施期間は、5日間以上とする。

5. 参加申し込み等

インターンシップ事業に参加を希望する学生は、希望する受入事業所とインターンシップを行う時期、内容その他必要な事項について「インターンシップ事業参加申込書（別紙1）」をインターンシップ希望日の20日前までに事務局に提出するものとする。

6. インターンシップ実施事業所の決定

申込受付が完了した学生のインターンシップ実施事業所の決定については、当該学生が提出した参加申込書の希望理由及び受入事業所の募集内容を勘案し、必要に応じ協議の上、事務局において行うものとする。

また、実習先の調整及び決定については申込学生及び受入事業所へメール等により随時連絡をするものとする。なお、インターンシップの詳細については、学生本人にメール等を通して、実施日の14日前までに「インターンシップ実施決定通知書（別紙2）」により通知するものとする。

7. インターンシップ体験報告等

インターンシップが終了した学生は、「インターンシップ体験報告書（別紙3）」を終了した日から 14 日以内または当該年度の3月 31 日のいずれか早い日までに事務局へ提出しなければならない。また、インターンシップ実施後に事務局が報告会等を開催する場合は、積極的に参加しなければならない。

8. 補助金の交付

インターンシップ参加学生に対し、新上五島町インターンシップ補助金交付要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

9. その他

本要領に定めるほか必要な事項については、事務局、受入事業所及び学生との協議の上、定めるものとする。

この要領は、令和3年7月2日から適用する